

美濃市ホームページリニューアル業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年8月
美濃市

1 業務概要

(1) 業務名

美濃市ホームページリニューアル業務委託

(2) 業務内容

別紙「美濃市ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

2 目的

美濃市のホームページは平成 25 年に行ったりリニューアル後、10 年が経過し、スマートフォンの普及や利用者ニーズの多様化など、ホームページのあり方や利用者への伝え方など根本的な改善が必要となっている。様々な媒体の利用者に対して、必要な情報を効果的に本市の情報にアクセスできるホームページを目的とした提案を求め、総合的な観点から評価を行い、美濃市にとって最も優れた提案事業者を選定する。

3 業務期間

(1) 公開日

令和 5 年 4 月 1 日を予定

(2) 構築期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 保守期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 提案上限額

(1) 構築業務 17,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）

(2) 運用保守業務の上限は定めないものとするが、審査対象とするため、その点留意すること。

5 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

(1) 令和 4 年度の美濃市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

(4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き

開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 参加表明書の提出日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 美濃市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 25 日条例第 12 号）に規定する暴力団員等ではないこと及び暴力団員との関係を有していない者であること。
- (7) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。
- (8) 情報セキュリティ管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号又は ISMS の認証登録番号等）を取得していること。
- (9) 公告日から過去 5 年以内に、国又は地方公共団体に加え、民間企業においても、CMS 導入・活用を前提としたホームページの構築又はリニューアルの実績が 5 件以上あること。また、導入後の保守管理業務の実績を有する事業者であること。
- (10) 岐阜県内に事業所を有すること、又は岐阜県内の自治体において CMS を導入しての公式ホームページ構築業務の受注実績があること。
- (11) 業務体制内に下記の技術を有する者を充てることができること。
 - (ア) 主たる業務遂行者が 1 級ウェブデザイン技能士または、5 年以上の実務経験がある者。
 - (イ) HTML、CSS の専門的な知識がある者。
 - (ウ) Photoshop、Illustrator で作業が可能である者。
 - (エ) ウェブデザイン制作の実務経験 5 年以上あり、デザインの提案ができる者。

6 スケジュール

番号	項目	日程
1	公募型要項の公表	令和 4 年 8 月 1 日
2	質問の提出期限	令和 4 年 8 月 9 日 17 時
3	質問の回答	令和 4 年 8 月 16 日
4	参加表明書の提出期限	令和 4 年 8 月 19 日 17 時
5	参加承認通知	令和 4 年 8 月 23 日
6	企画提案書の提出期限	令和 4 年 8 月 31 日 17 時
7	一次書類審査結果の通知	令和 4 年 9 月 12 日
8	二次（プレゼンテーション）審査	令和 4 年 9 月 22 日
9	選定結果通知	令和 4 年 9 月下旬
10	以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

7 提出書類の様式

- (ア) 参加表明書 (様式 1)
- (イ) 誓約書 (様式 2)
- (ウ) 企画提案書
 - (1) 企画提案書表紙 (様式 3)
 - (2) 会社概要書 (様式 4)
 - (3)~(16) (任意様式)
- (エ) 質問書 (様式 5)
- (オ) 参加辞退届 (様式 6)

8 質問・回答

(1) 提出期限

令和 4 年 8 月 9 日 (火) 17 時 (必着)

(2) 提出方法

募集要項に対して質問がある場合は、別添の質問書 (様式 5) により、電子メール又はファックスで提出すること。件名は「美濃市ホームページリニューアル業務質疑」とすること。電子メール送信後は、担当者まで送信の確認電話をすること。なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。電子メール又はファックス以外の方法による質問は受付しない。

(3) 提出場所

美濃市総務部総合政策課 ファックス 0575-35-2059

電子メールの送付先は、問い合わせ先を参考にすること。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、令和 4 年 8 月 16 日 (火) までに随時、ホームページに掲載する。

9 参加表明書の提出・参加承認

(1) 提出期限

令和 4 年 8 月 19 日 (金) 17 時 (必着)

(2) 提出書類

参加表明書 (様式 1) 1 部

誓約書 (様式 2) 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。持参の場合は休日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(4) 提出場所

美濃市総務部総合政策課（〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地）

(5) 参加承認

電子メールにて、令和4年8月23日（火）に参加の可否を通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年8月31日（水） 17時（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

(ア) 企画提案書 11部（正本1部、副本10部）

企画提案書は、下記記載事項に基づく、章立てとすること。

提案書の形式はA4版で縦置き横書きとし、書式については特に定めず、50ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。また、A3版による折込み頁の挿入は可とする。A3版の場合は、片面で2ページとする。

刷式は任意とするが黒色のみも可とし、文字の大きさなど見やすさには留意すること。

また、1冊に製本（両面印刷可）して提出すること。

	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	企画提案書表紙 (様式3)	
2	会社概要 (様式4)	会社概要・経営規模等
3	業務実績	提案システムの導入実績を5件まで記載すること。内容には発注者、契約期間、業務内容、契約金額を記載すること。
4	実施体制	本事業への取り組み体制を具体的に示すこと。 (担当者の氏名、役職名、経歴等を明記。)
5	基本方針	構築にあたっての考え方を具体的に示すこと。また、どのような課題がありどのように解決するか提示すること。

6	デザインと構成	デザインと構成、アピールポイントを記載すること。なお、例としてフロント、トップ、記事ページのデザイン案を提示すること。
7	アクセシビリティ対応	アクセシビリティに対する考え方や、本業務における具体的な実現方法について提示すること。また、「適合レベル A、AA」を準拠した実績も提示すること。
8	CMS 機能	提案システムの特徴や機能について記載すること。
9	Twitter、LINE 連携、オープンデータ機能	Twitter、LINE 連携機能、オープンデータに対応するサイト構築について記載すること。または代替案を提示すること。
10	データ移行	既存コンテンツの具体的な移行の手順・方法などについて提示すること。また、単純なデータ移行ではなく品質向上につながるようなデータ移行について提示すること。
11	データセンター	システム障害、回線障害、停電時等の窓口対応方法やデータのバックアップ、保護等の仕組みについて記載すること。
12	スケジュール案	ホームページ公開までの、最適なスケジュール案を提示すること。
13	緊急・災害時の対応	災害・緊急時用のページイメージ、災害・緊急時の対応を記載すること。
14	導入支援	職員研修の内容、方法について提案すること。
15	保守運用支援	運用開始後の支援業務について提案すること。保守拠点や障害対策を明確にすること。
16	追加提案・拡張性	仕様に含まれない追加提案や拡張機能があれば、提案すること。費用が発生する場合は、提案価格に含めなくても良いが、概算費用を明記すること。

(イ) CMS 機能要件 (別紙 1) 1 部

記載されている項目について、提案の CMS が標準実装の場合は「○」、カスタマイズで対応可能な場合は「△」、代替案で対応可能な場合は「□」、対応不可の場合は「×」を記載する。

代替案がある場合には、備考欄に記載すること。有償カスタマイズの場合は見積書にも金額を含めること。

(ウ) データセンター要件 (別紙2) 1部

記載されている項目について、すでに対応している又は対応可能である場合は「○」を、対応不可能の場合は「×」を記載すること。

(エ) 見積書 (任意様式) 1部

構築業務費および令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(60ヵ月間)の運用保守費の、それぞれの総額および内訳がわかる見積書を提出すること。なお構築業務費と運用保守費の見積は、別々に作成し提出すること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。持参の場合は休日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(4) 提出場所

美濃市総務部総合政策課 (〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地)

11 審査方法

(1) 一次審査

美濃市総務部総合政策課が行う。一次審査は提出された企画提案書、CMS機能要件票等による審査を事前に行い、選定された者についてのみ二次審査を行う。なお、参加事業者が1社であっても一次審査を行う。

(2) 二次審査 (選定委員会による審査)

企画提案についてプレゼンテーションを実施し、審査委員による質疑を行うものとする。また、CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うことも差し支えない。

(ア) 日時

令和4年9月22日(木)

※各参加者の時間等詳細は別途通知

(イ) 場所

岐阜県美濃市 1350 番地

美濃市役所 中会議室

(ウ) 提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分について説明 30分(準備含む)

質疑応答 10分

(エ) 参加人数

1 業務提案者につき最大 5 名。

(オ) 環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては美濃市で用意する。その他、必要なものがあれば企画提案者で用意すること。

12 審査基準

本プロポーザルは以下の「評価基準」により、各審査委員の得点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、審査委員の多数決により決定する。

(1) 評価対象

企画提案書、CMS 機能仕様、プレゼンテーション、見積価格

(2) 評価方法

(ア) 企画提案書評価点 (150 点)

(イ) 機能仕様回答評価 (150 点)

(ウ) プレゼンテーション評価 (200 点)

(エ) 見積価格評価 (100 点)

13 審査結果通知

選定結果は全参加者へ合否のみを電子メールで通知する。

14 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

15 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

16 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルにかかる書類作成費用及び提出に際して必要となるその他の費用は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 6）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たしていない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(オ) プレゼンテーションを欠席した場合

(カ) 見積上限額を超えた見積の場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、美濃市が必要とする場合は、あらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

問い合わせ先

美濃市 総務部 総合政策課 情報統計係

〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地

電話番号 0575-33-1122 ファックス 0575-35-2059

メール sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp